江東区保育課入園係

保育所等における教育・保育給付認定要件の現況調査について(依頼)

平素より、本区の保育行政にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

現在お通いの保育所等の継続在園にかかる認定要件の確認のため、下記の書類のご提出 をお願いいたします。保育所等への**継続在園に必要な手続きとなりますので、必ず提出期** 限までにご提出ください。

※お問い合わせやご提出前に裏面の注意事項を必ずお読みください。

- 1. すべての方にご提出いただく書類
- 「令和6年度 保育所等継続利用申込書 兼 給付認定届出書」(同封のもの)
- 2. その他該当する場合にご提出いただく書類
- ▶▶直近で入園係に届け出ている内容に変更がある場合。
- 「認定変更申請書 兼 届出事項変更届」(同封のもの)
- 「保育を必要とする証明」(詳細は在園ハンドブックP2~8をご覧ください)
- 3. 保護者の「保育を必要とする証明」について

直近で入園係に届け出ている内容から変更がある場合に限り、同封の変更届と併せて変更 のあった保護者の「保育を必要とする証明」をご提出ください。

≪例≫就労証明書等

4. 提出期限(厳守)

令和5年7月31日(月) 郵送等必着

(豊洲シビックセンターでは書類の受付はできませんのでご注意ください。)

≪例≫

離職・就職・転職等、 保護者の状況に変更 がある場合

5. 注意事項(必ずお読みください)

- 現在の在園要件の確認のため、**令和6年度の継続通園をする・しないに関わらず、こ ちらの案内が届いた方は必ずお手続きが必要**です。
- 提出期限までに**お手続きがない場合は、退園となります**のでご注意ください。
- 提出書類に問題がなく、継続利用が可能な場合は、区から個別のご連絡はいたしませんのでご了承ください。
- 保育所等に在園しているお子様が2人以上いる場合、提出書類は1部で構いません。
- 保護者の「保育を必要とする証明」を提出する場合、就労証明書等の様式については 区ホームページからダウンロードが可能です。
- 令和5年4月以降に入所したお子様や5歳児クラスのお子様など、一部のご家庭は本 お手続きの対象外となっています。
- 令和5年9月分以降の保育料決定通知書の発送は8月下旬を予定しております。
- すでに退園手続きがお済みの方については、行き違いですのでご容赦ください。

6. その他

- 本お手続きはマイナポータルの「ぴったりサービス」による電子申請が可能です。 詳細は区ホームページをご覧ください。
- 在園中の各お手続き(保護者の状況の変更や保育料の減額免除等)の詳細は区ホームページ(保育園等の在園手続きについて)に掲載中の「在園ハンドブック」をご参照ください。

【お問い合わせ先】 江東区保育課入園係 TEL 03-3647-4934